

令和8年夏の交通安全県民運動実施要綱

1 実施期間

令和8年7月15日（水）から7月24日（金）までの10日間

2 目的

本運動は、夏季の行楽シーズンに向けて交通量が増加するほか、夏休みに伴い、自宅周辺などで子どもたちの活動が活発化するこの時期において、道路を利用する全ての人々が被害となる交通事故を未然に防止するため、県民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに関係機関・団体が、広報・啓発・交通安全教育活動を展開し、県民総ぐるみで交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 推進機関・団体は、連携を密にして、交通の状況や地域の特性に適応した具体的な実施計画を定め、地域・職域・家庭が一体となった「県民総ぐるみ」の活動を展開します。
- (2) 推進機関・団体は、管内の機関・団体等に具体的な実施方策を徹底するほか、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、広報紙（誌）、広報車、社内放送、インターネット等の各種広報媒体を活用して広報啓発を推進し、運動の周知を図ります。

4 運動の重点

- (1) 横断歩道利用者ファースト運動の推進などによる歩行者の安全の確保
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなどの小型モビリティ）の交通ルール理解・遵守の徹底
- (3) 飲酒運転・ながらスマホ等の危険運転の根絶

5 実践事項

- (1) 横断歩道利用者ファースト運動の推進などによる歩行者の安全の確保

ア 横断歩道通過時の運転者が守るべき交通ルールの周知

- (ア) 横断歩道での歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底
- (イ) 横断歩道付近での「横断歩道は歩行者優先」という横断歩行者等の保護意識の徹底や広報啓発の推進
- (ウ) 信号機のない横断歩道に付随する標識標示（ダイヤモンドマーク）等の再認識と周知徹底

イ 生活道路等における安全確保のため自動車運転者が守るべき交通ルールの周知

- (ア) 交差点での信号遵守と一時停止および確実な安全確認の徹底
- (イ) 速度は控えめに、他者への思いやりのある運転の徹底
- (ウ) 歩行者の側方や自転車等の右側方を通過する際、安全な間隔を空けるか、安全な間隔を空けることができない場合は徐行することの周知徹底

ウ（横断）歩行者が守るべき交通ルールの周知

- (ア) 道を譲られた際は、運転者に対して謝意を表すなど、横断歩道上における交通事故防止に向けたコミュニケーションおよび「思いやり・ゆずり合い」の気運の醸成
- (イ) 横断歩道横断時における安全確認の徹底
- (ウ) 飛び出し、乱横断、信号無視などの危険な行為をしない安全行動と交通ルールの遵守
- (エ) 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合が多いことなどを踏まえた道路横断中の事故事例の周知と交通ルール遵守に向けた

取り組み

- (オ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（道路横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）や夜間、薄暮時間帯は歩行者が発見されにくいことを理解できるように、「高齢者三方よし」運動等の分かりやすいメッセージを取り入れた交通安全教育等の推進
- (カ) 参加・体験・実践型の交通安全教室の実施
- (キ) 幼児・児童が安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から教育を促す取組の推進
- (ク) 反射材用品等の視認効果や使用方法の周知と着用の促進

エ 「歩行者の安全確保」に向けた各種活動などの推進

- (ア) 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等（キッズ・ゾーン等）における見守り活動の推進
- (イ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- (ウ) 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする速度抑止対策の推進
- (エ) 令和 8 年 9 月 1 日から、生活道路においては法定速度が 30 キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなどの小型モビリティ）の交通ルール理解・遵守の徹底

ア 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

- (ア) 16 歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的な通行方法や自転車が一定の条件の下で歩道を通行する場合であっても歩行者優先であること、自転車通行空間が整備された箇所での通行方法の遵守の徹底を促す取組の推進
- (イ) 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知
- (ウ) 「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進

イ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策

- (ア) 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性および被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (イ) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- (ウ) 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

ウ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進

- (ア) 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道走行等の通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- (イ) 自動車運転者に対する特定小型原動機付自転車の交通ルール周知、理解促進、共存啓発

(3) 飲酒運転・ながらスマホ等の危険運転の根絶

ア 飲酒運転の根絶

- (ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲酒運転者に対して、車両等（自転車も含む）を提供することの禁止、同乗することの禁止、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- (イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

イ 「ながらスマホ」の根絶

- (ア) 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- (イ) 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

呼びかけ事項（令和8年夏の交通安全県民運動）

(1) 横断歩道利用者ファースト運動の推進などによる歩行者の安全の確保

ア 運転者は、

- (ア) 「横断歩道上における歩行者の通行を妨害する行為は道路交通法違反」であることを再認識し、特に信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者を認めた場合、横断歩道の手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。
- (イ) 信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の路面標示（ダイヤモンド）や道路標識が設置されています。これらが見えたら、歩行者の有無をしっかりと確認しましょう。
- (ウ) 運転者から見て、道路を右から左に横断する歩行者と衝突する事故形態が多いことから右から道路を横断する歩行者には特に注意しましょう。
- (エ) 生活道路では速度を控えめにし、他者への思いやり運転に努めましょう。

イ 歩行者は、

- (ア) 道路を横断するときは、必ず横断歩道を利用し、左右の安全確認と、車が停止してから横断を始めましょう。
- (イ) 道路を渡り始めて右からの車に注意している間に、左から車が近づいている場合があります。道路を渡り始めてからも再度左右を確認し、渡り始めとは反対側（左側）の車に注意しましょう。
- (ウ) 横断歩道に接近する車両に対して、可能な限り手を挙げるなど横断する意思表示をしっかりとしましょう。
- (エ) 道を譲ってくれた運転者に対して、お辞儀するなど感謝の意思表示をしましょう。

ウ 歩行者の交通ルールの遵守を徹底させるため、歩行者は、

- (ア) 道路を横断するときは、横断歩道を利用し、信号機があるところでは信号に従って横断しましょう。
- (イ) 信号無視による横断、斜め横断、車両等の直前直後の横断、横断禁止場所での横断は大変危険です。歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (ウ) 道路を横断するときは、左右の安全確認をし、手を上げるなどして運転手に対して横断する意思を明確に伝え、横断中も周りの車両等に注意して横断しましょう。
- (エ) 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、車が止まるのを確認するなど安全を確認してから横断しましょう。
- (オ) 夜間、不要不急な外出は避けるようにしましょう。
- (カ) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、自動車から見えにくいことを意識し、反射材用品の活用や明るい色の服を着用しましょう。

エ 運転者の交通ルールの遵守の徹底させるため、運転者は、

- (ア) 交差点での信号を守るとともに、一時停止規制がある場所では必ず一時停止し、安全確認をしましょう。また、子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなど、その行動に十分気を付けて運転しましょう。

(イ) 子どもを始めとする歩行者に対して「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

オ 家庭では、

(ア) 外出する子どもや高齢者に対し、安全な道路の横断方法、通行方法について「ひと声」かけましょう。

(イ) 歩行者、運転者それぞれの立場における日常の交通安全行動について家族で話し合いましょ

エ 歩行者の安全確保のため、地域、職域などでは、

(ア) 集会等の機会に子どもを始めとする歩行者を守る交通安全を呼びかけましょう。

(イ) 交通危険箇所等における子どもや高齢者の保護誘導活動を積極的に行いましょう。

(ウ) 令和8年9月1日から、中央線などがない生活道路における自動車の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることを呼びかけましょう。

(2) 自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなどの小型モビリティ）の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア 自転車利用者は、

(ア) 「自転車は車の仲間」であることを認識して、交通ルールを必ず守りましょう。

(イ) 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等への加入が義務化されているため、条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険に加入しましょう。

(ウ) 「自転車安全利用五則」を守りましょう。

※自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用

【自転車が歩道を通行できる場合】

a 道路標識、標示により通行できるとされている場合

b 幼児、児童（13歳未満）、70歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合

c 道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき

d 著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため、追越しをしようとする自動車等との接触事故の危険がある場合

(エ) 「ながらスマホ」や酒気帯び運転、酒類の提供・同乗、自転車の提供をする行為は罰則の対象となります。絶対にやめましょう。

(オ) 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用し、交通反則通告制度を始めとする自転車利用時の新たなルールや交通ルールを理解しましょう。

(カ) 自転車乗車中の交通事故による重傷化率の高さを理解し、すべての自転車の利用者はヘルメットを着用しましょう。

イ 特定小型原動機付自転車の利用者は、

(ア) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを正しく理解して利用しましょう。

(イ) 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転が禁止されています。また、16歳未満の者に対して特定小型原動機付自転車を提供することも禁止されています。年齢制限を守りましょう。

(ウ) 自動車損害賠償責任保険（共済）に加入し、ナンバープレートを取り付けて利用しましょう。

(エ) 「ながらスマホ」や酒気帯び運転、酒類の提供・同乗、自転車の提供をする行為は罰則の対象となります。絶対にやめましょう。

(オ) 交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要ですので、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

ウ 自転車配達業務は、

(ア) 自転車を用いた配達業務（フードデリバリーサービス等）は、時間に余裕を持ち、計画的な配達業務を推進しましょう。

(イ) 自転車を用いた配達業務に従事する配達員に対して、交通ルールの遵守、交通事故防止について指導しましょう。

エ 自動車運転者は、

自転車や特定小型原動機付自転車の特性を理解し、道路での共存を図りましょう。

オ 地域・職域などでは、

自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会において策定された「自転車の交通安全教育ガイドライン」を活用し、自転車利用者に交通安全教育等を行いましょ。

(3) 飲酒運転・ながらスマホ等の危険運転の根絶

ア 運転者は、

(ア) 飲酒運転は犯罪であることを認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

また、酒類の提供・同乗、自転車の提供をする行為は罰則の対象となります。絶対にやめましょう。

(イ) 深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときは運転をやめましょう。

(ウ) 「ながらスマホ」は、周囲の危険を発見することができず、歩行者や他の車に衝突するなど、重大な交通事故につながり得る危険な行為ですので、絶対やめましょう。

(エ) 妨害運転は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。車を運転するときは、周りの車の動きなどに注意し、安全な速度での運転を心掛け、十分な車間距離を保つとともに、無理な進路変更や追越し等は絶対にやめましょう。

(オ) 熱中症や夏バテ等により体調のすぐれない時は運転を控え、運転に疲れを感じたら早めに休憩を取りましょう。

イ 家庭では、

- (ア) 車を運転する家族には、お酒を勧めないようにしましょう。
- (イ) 飲酒による運転への影響や、飲酒運転事故による生活への影響（罰金や民事訴訟など）について考えるほか、飲酒運転を「しない・させない」ために、家族でできることはなにか（お店への送迎など）について、家族で話し合しましょう。
- (ウ) 「ながらスマホ」は重大な交通事故につながる危険な行為ですので、「ながらスマホ」の危険性について家族で話し合しましょう。

ウ 地域・職域等では、

- (ア) 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成させましょう。
- (イ) 安全運転管理者による「運転前後のドライバーに対する酒気帯びの有無についてそのドライバーの状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと」および「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が義務化されていることから、改正の趣旨を理解して業務を推進しましょう。
- (ウ) 積極的に「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう。